

松阪市公共下水道事業三雲第Ⅰ-Ⅰ処理分区マンホールポンプ設置工事における最低制限価格算定基準について

当該工事の最低制限価格算定基準については、下記の業種区分により、各々の費目ごとに算出した①から④の合計額（千円未満切り捨て）を合算したものを最低制限価格とする。

業種区分	①	②	③	④
機械設備工事	機器費×0.907 +直接工事費× 0.97	共通仮設費×0.9	(現場管理費+ 据付間接費+設 計技術費)×0.9	一般管理費 ×0.68
電気設備工事	機器費×0.907 +直接工事費× 0.97	共通仮設費×0.9	(現場管理費+ 据付間接費+設 計技術費)×0.9	一般管理費 ×0.68